

～ 岩手県中小企業振興基本計画の概要 ～

I 中小企業振興条例

・中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続可能で活力ある地域経済の振興を図るために制定。(H27.4.1施行)

基本理念

- 1 中小企業者の新たな事業分野の開拓や経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上に向けた自主的な努力の促進を図ること。
 - 2 中小企業者による魅力ある多様な就業の機会の創出や中小企業者の事業活動により地域において生産される商品の消費等の促進を図ること。
 - 3 中小企業の振興に当たっては、県、市町村、中小企業者、県民、教育機関、中小企業関係団体その他の関係機関及び関係団体が参加し、連携し、及び協力するよう努めること。
- ⇒条例に基づき、知事は、中小企業の振興に関する基本的な計画(「基本計画」)を定めることとされている。(条例第12条)

II 基本計画の位置付け

計画期間

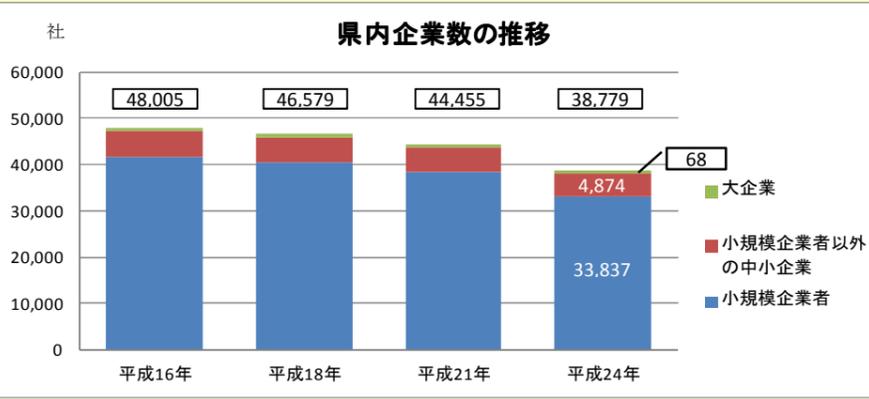
平成28年度から平成30年度までの3年間
(中小企業者等からの意見に基づき、計画を見直しながら、次期計画を策定)

他計画との関係

「岩手県ふるさと振興総合戦略」や「いわて県民計画第3期アクションプラン」と整合を図り、これらの計画と一体的に推進

III 本県の中小企業・小規模企業者の現状

- ・本県の企業数は、減少傾向が続いている。(下グラフ参照)
また、企業数全体のうち99.8%、常用雇用者全体の84.9%、製造品出荷額の56.0%を中小企業者が占めている。
- ・本県の人口はH9年以降減少し続けており、県の「岩手県人口ビジョン」においては、H52年に100万人程度の人口を確保することを展望している。
(H26本県人口 約128万人)
- ・東日本大震災津波により本県の沿岸部にある事業所は甚大な被害を受け、沿岸12市町村の商工会議所、商工会の会員7,701事業所のうち、4,341事業所が被災しており、平成27年9月現在で3,151事業所が再開を果たしている。
- ・県が平成26年7～10月に実施した中小企業等に対するアンケート結果によると、経営上の課題としては、「人材の確保・育成」、「既存の営業力、販売力の維持強化」との回答が多くなっている。



IV 目指す姿 ～県民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる社会の実現を目指して～

現状を踏まえた認識

- ・本県の中小企業者が持続的に事業展開を行っていくためには、既存の経営基盤を強化することに加え、それぞれの企業が企画開発力やマネジメント力を高め、経営の質の向上を図ることにより、企業としての魅力を高めていくことが重要。
- ・企業自らが将来を見据えた戦略を練り、環境変化に柔軟に対応し、新しい取組に挑戦していく企業風土の醸成を図っていくことも重要。
- ・中小企業が経営の向上を図っていくためには、そこで働く県民一人ひとりが、自らの希望に向かい、その能力を十分に発揮していきいきと働ける、「働きやすい」環境を整備し、事業活動に必要な人材を確保・育成していくことが必要。

⇒これらの認識を踏まえ、目指す姿の実現に向け取り組んでいく

目指す姿

目指す姿① 企業の魅力向上

県内中小企業が、付加価値の高い商品やサービスをつくり出すことにより、企業としての魅力を高めています。

目指す姿①・②・③の好循環⇒持続可能で活力ある地域経済の振興へ

目指す姿② 働きやすい環境

県内中小企業が、働きやすい環境を整備し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を提供しています。

目指す姿③ 利用の促進

県民をはじめ、県外の消費者にも、県内中小企業が提供する商品やサービスについての共感が得られ、利用が進んでいます。

V 推進する施策(主なもの)

・目指す姿の実現に向けて、条例第7条～11条に基づき、以下の施策を推進する。(目指す姿①に主に関わる施策には☆、②には□、③には◇を付している)

目指す姿② 働きやすい環境 □

- 事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実(☆、□、◇)
 - ・後継者や事業活動の中核を担うマネジメント人材の育成、ものづくり産業や伝統産業を支える人材の育成
 - ・中小企業の事業活動についての広報活動の展開

目指す姿① 企業の魅力向上 ☆

- 小規模企業者への支援(☆、□、◇)
 - ・産業支援機関による伴走型支援の推進、アンテナショップや物産展を通じた県産品の販売拡大支援

目指す姿③ 利用の促進 ◇

- 地域資源を活用した商品等の販売先の開拓、新たな地域資源の発掘等(☆、◇)
 - ・地場産業における新商品の企画・開発等に対する支援、地域資源を生かした魅力的な観光地づくり
 - ・再生可能エネルギーの導入促進、県産農林水産物の高付加価値化の推進
- 新たな商品等の研究開発、販売先開拓等による事業規模拡大支援(☆)
 - ・新分野進出等の経営革新の取組に対する支援
- 新たな事業活動の実施等に必要資金の円滑な供給(☆)
 - ・事業活動に応じた制度融資・設備貸与等による資金の円滑な供給
- 経営に関する相談、指導、研修等に係る体制整備等(☆)
 - ・産業支援機関による相談体制の充実
- 創業、円滑な事業承継の支援(☆)
 - ・創業計画の策定から創業後の事業展開までの密着支援

- その他中小企業者の自主的な努力を促進するために必要な環境整備(☆、□、◇)
 - ・被災事業者の再建支援、商店街活性化やまちづくりの支援

VI 計画推進に向けて

- | | |
|--------------|---|
| 推進体制 | ・ 県、市町村などの行政それぞれが主体としての役割を果たしつつ、大学や各産業支援機関と連携し、計画を着実に推進。 |
| 市町村との連携 | ・ 各市町村と情報共有しながら連携を密にし、各地域の特性に応じた積極的な取組を支援。 |
| 中小企業の受注機会の確保 | ・ 「県が締結する契約に関する条例」の趣旨を踏まえ、中小企業の受注機会の確保に努める。 |
| 積極的な情報発信等 | ・ 施策の実施に当たっては、施策が積極的に活用されるよう、各種研修会やセミナー等県や関係団体の活動等を通じて広く周知。 |
| 施策の実施状況の公表 | ・ 毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、県HPを通じて公表。中小企業振興施策に関して外部委員の御意見をいただく組織を設ける。 |